

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間(沖縄県対応方針) Q&A

質問項目	回答																			
1. 総論																				
Q1:期間はいつからいつまでですか。	A1:令和5年2月13日(月)から令和5年2月28日(火)までです。																			
Q2:対象区域について教えてください。	A2:沖縄県全域です。																			
2 ワクチン接種について																				
Q3:オミクロン株対応ワクチンについて	<p>A3:オミクロン株対応2価ワクチンは、BA.1対応型であっても、BA.4-5対応型であっても、オミクロン株の成分を含んでいるため、現在流行の中心であるオミクロン株に対し、従来の1価ワクチンを上回る効果が期待されています。</p> <p>また、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられるため、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いことが期待されています。</p> <p>このため、対応するオミクロン株の種類にかかわらず、その時点で接種可能なオミクロン株対応2価ワクチンの接種をお願いします。</p> <p>現在、初回(1・2回目)接種を完了した12歳以上の全ての者を対象に、順次、接種を行っており、追加接種として1回接種することが可能です。</p> <p>なお、1・2回目未接種の方は、従来型ワクチンの接種となります。</p>																			
Q4:「ワクチン接種を最新の状態にする」とはどういうことか。	<p>A4:ワクチンの効果は時間の経過とともに徐々に低下していくことが示唆されています。所定の接種間隔を経過した後、再度のワクチン接種すれば効果の回復が期待されます。</p> <p>「ワクチン接種を最新の状態にする」とは、接種によりワクチンの効果をよりよいものにするため、接種回数を現在受けることのできる最新の回数とする趣旨です。</p> <p>例えば、現在、2回目接種済みの方で、3回目接種を受けることが可能であれば、早期に接種の検討をお願いします。</p>																			
3 日頃からの感染対策について																				
Q5:マスク着用をどう考えればよいのですか。(場面に応じた適切なマスクの着脱について)	<p>A5: マスク着用は、基本的な感染対策として重要です。一方で、マスクの着用による熱中症のリスクにも気を付けなければなりません。場面に応じてマスクの着脱を使い分けましょう。</p> <p>屋外では、人との距離(2m以上を目安)が確保できている場合や、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。</p> <p>マスクの着用の考え方は以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="580 1216 1355 1487"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">人との距離を確保できる</th> <th colspan="2">人との距離を確保できない</th> </tr> <tr> <th>会話をほとんど行わない</th> <th>会話を行う</th> <th>会話をほとんど行わない</th> <th>会話を行う</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>屋内</th> <td>必要なし (目安2m以上)</td> <td>推奨</td> <td>推奨</td> <td>推奨</td> </tr> <tr> <th>屋外</th> <td>必要なし (目安2m以上)</td> <td>必要なし (目安2m以上)</td> <td>必要なし (例:徒歩や自転車など、屋外で人とすれ違うような場合)</td> <td>推奨</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夏場において、熱中症防止の観点から、屋外ではマスクを外すことを推奨します(ただし、マスクを外しているときは、できるだけ会話を避け、他人との距離を確保するようお願いいたします)。</p> <p>※高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用してください。</p>		人との距離を確保できる		人との距離を確保できない		会話をほとんど行わない	会話を行う	会話をほとんど行わない	会話を行う	屋内	必要なし (目安2m以上)	推奨	推奨	推奨	屋外	必要なし (目安2m以上)	必要なし (目安2m以上)	必要なし (例:徒歩や自転車など、屋外で人とすれ違うような場合)	推奨
	人との距離を確保できる		人との距離を確保できない																	
	会話をほとんど行わない	会話を行う	会話をほとんど行わない	会話を行う																
屋内	必要なし (目安2m以上)	推奨	推奨	推奨																
屋外	必要なし (目安2m以上)	必要なし (目安2m以上)	必要なし (例:徒歩や自転車など、屋外で人とすれ違うような場合)	推奨																
Q6:保育所・認定こども園等の就学前児のマスクの着用について	A6: 2歳未満の乳幼児のマスク着用は推奨されません。また、2歳以上の就学前の子どものマスクの着用には注意が必要であり、他者との距離にかかわらず、一律にはマスクの着用を求めています。																			
Q7:県外・離島に出かける際の注意点について	<p>A7:出発前の健康観察を徹底していただき、発熱、喉の痛み、咳、鼻水などの症状がある場合、移動を控えてください。</p> <p>特に、小規模離島においては、感染状況が日々変化します。離島に出発する前には、往来する離島の受入状況について、あらかじめ市町村のホームページで確認願います。</p> <p>7月22日以降は、県外から帰った後のPCR等検査を推奨していませんが、帰沖後に発熱、のどの痛み、咳などの症状がある場合、通勤や外出を控え、PCR検査か、医療用(一般用)の抗原検査キットを活用し陰性を確認するか沖縄県発熱コールセンター(電話番号:098-866-2129)にご相談ください。</p>																			

	質問項目	回答
	Q8:医療用(一般用)の抗原検査キットとは何か	A8:国が承認した「体外診断用医薬品」である医療用の抗原検査キット及び「第1類医薬品」と表示されている一般用抗原検査キットを選んで購入するようお願いいたします。 「研究用」と称して市販されている抗原定性検査キットは、性能等が確認されたものではないことにご注意ください。 購入の際は、 沖縄県薬剤師会のWebサイト (https://www.okiyaku.or.jp/news/1057)体外診断用医薬品抗原定性検査キット販売薬局一覧をご確認ください。
4 会食や友人との交流		
	Q9:会食の際、特に注意すべきことについて	A9:普段から、 会食時に会話する際は、マスクを着用してください。
	Q10:「できるだけ大人数、長時間の集まりを控え」とありますが、具体的には、「何人、何時間」なのでしょうか。	A10:会食については、一般的に人数が多いほど、また、時間が長いほど感染リスクが高まると考えられます。 会食の人数や時間については、飲食店舗等の場所、広さ及び会食の状況等により異なることから、一律に明示することは困難ですが、人と人との間隔が十分に確保できない人数や感染防止対策に油断が生じてしまうほどの時間の会食はできるだけ控えてください。
5 沖縄への来訪を検討している皆様へ		
	Q11:来訪者へのワクチン接種、検査による陰性確認の要請について	A11:県では、修学旅行以外で来県される方に対しては、来県する2週間前までにワクチン接種を最新の状態にするよう推奨しております。 また、県内に帰省される方、民泊する方、イベントに参加される方については、PCR等検査で陰性を確認するよう要請しております。 「ワクチン接種を最新の状態にする」については、このQ&AのなかのQ4をご確認ください。
	Q12:PCR等検査とは何か。	A12:PCR検査、抗原定性検査を指しています。 ①PCR検査等の検査結果の有効期限:検体採取日より3日以内 ②抗原定性検査の検査結果の有効期限:検査日より1日以内 PCR等検査場所一覧は以下をご確認ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/pcr-test/free-test/index.html 抗原定性検査キットを購入の際は、沖縄県薬剤師会のWebサイト(https://www.okiyaku.or.jp/news/1057)体外診断用医薬品抗原定性検査キット販売薬局一覧をご確認ください。
	Q13:来訪者のための検査体制について	A13:県内に帰省される方、民泊する方、イベントに参加される方などで、やむを得ず、来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。 詳しくは、以下をご確認ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/ukeire/kukoupcr.html
6 事業者向け<飲食店等について>		
	Q14:飲食店等に対する要請はありますか。	A14:以下の事項にご協力をお願いします。 【感染防止対策認証店・感染防止対策認証店以外の店共通のお願い】 ○同一グループ・同一テーブル原則4人以内、利用を2時間以内とするよう呼びかけ ※ 介助や介護が必要なお客様は、同一テーブル4人以内の対象外となっております。 ※ 結婚式の披露宴等冠婚葬祭のイベントにおいては、同一テーブル4人以内の対象から除外し、その代わりに「イベントの開催について」の要請に沿った対応をお願いしています。 【感染防止対策認証店へのお願い】 ○業種別ガイドラインの遵守等、「入店時の検温・手指消毒」「従業員等の安全衛生管理」「十分な換気の確保」など、引き続き、感染防止対策の徹底し、「安全・安心な店」づくりをお願いします。 【感染防止対策認証店以外の店舗へのお願い】 ○感染防止対策の徹底及び「感染防止対策認証制度」の取得推奨
7 イベント主催者向け(イベントの開催について)		
	Q15:大声を伴うイベントにおける収容定員の制限の緩和について	A15:これまで、大声ありのイベントは人数の上限を収容定員の半分までとするよう要請していましたが、5,000人を超えるイベントについては感染防止安全計画を県に提出することを要件に、人数の上限が収容定員まで可能となります。(5,000人以下のイベントについては、主催者がチェックリストを作成し、感染対策を徹底することで、人数の上限が収容定員まで可能となります。) ※収容定員が設定されていないイベントについては、5,000人超の参加が見込まれ、かつ参加者同士の身体的距離が1m確保できない場合、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に感染防止安全計画を県に提出してください。

	質問項目	回答
8 事業者の皆様へ		
	Q16:エアロゾル感染とは何か。	<p>A16:エアロゾルとは、空中に浮遊する粒子をいいます。「エアロゾル感染」とは、ウイルスを含むエアロゾルを吸引することで感染することをいいます。</p> <p>なお、飛沫感染とはウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着することにより感染することをいいます。</p> <p>エアロゾル感染を防ぐ空気の流れ等については、以下をご確認ください。 https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/corona/page/documents/0722kanki.pdf</p>
9 沖縄県感染防止対策認証制度について		
	Q17:認証制度の目的について教えてください。	<p>A17:県内では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしています。その観点から県民生活と経済活動の接点となる飲食店等の感染症対策を強化することを目的としています。</p> <p>飲食店等における感染防止対策の基準を設け、基準をクリアした店舗に「認証済ステッカー」を付与する認証制度を導入します。まずは、飲食店から巡回指導を始め、その後、順次、認証の対象について、拡大していく予定です。</p> <p>※令和3年9月1日から、宿泊施設に対する感染防止対策認証制度を開始</p>
	Q18:認証の手順について教えてください。	<p>A18:認証のスケジュールについては以下のとおりです。</p> <p>(1)申請書の提出</p> <p>(2)申請書が提出されましたら、事務局から申請者へ、申請内容の確認及び実地調査に係る日程調整等の連絡をいたします。</p> <p>(3)県の委託を受けた調査員が感染防止対策に係る基準に沿って実地調査を行います。</p> <p>(4)上記の基準を満たしていることが認められれば、認証ステッカーを交付します。</p> <p>認証ステッカーは後日の郵送となります。</p> <p>詳細は以下をご参照ください。 https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okinisho.html</p>
10 その他の対応		
	Q19:ホテル又は旅館は、集会の用に供する部分に限り、営業時間短縮や人数制限の協力を依頼するとなっておりますが、集会の用に供する部分以外の宿泊スペースについては特段使用の制限を受けないと考えてよいですか。	<p>A19:そのとおりです。宿泊スペースは、使用制限の協力依頼をしていません。</p>
	Q20:小学校休業等対応助成金とはどのような制度か。	<p>A20:厚生労働省の助成金制度で、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、当該労働者に対し、有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主への助成金制度です。</p> <p>具体的な内容は、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</p>
11 問い合わせ先		
	Q21:問い合わせ先について教えてください。	<p>A21:</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染防止対策認証制度に関すること 「沖縄県感染防止対策認証制度事務局」 電話:050-5526-3041 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く)) ●沖縄県対処方針の内容に関すること 「沖縄県感染症総務課」 電話:098-866-2014 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く)) ●発熱等の症状で検査や受診先の相談、後遺症に関する相談 沖縄県発熱コールセンター 電話:098-866-2129 (受付時間:24時間365日)